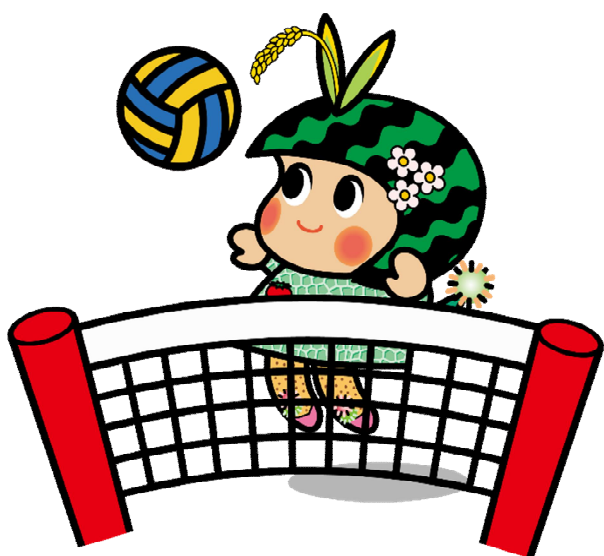


青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会

第1回宿泊衛生専門委員会



日 時 : 令和7年1月28日(火) 10:00
場 所 : 生涯学習交流センター松の館 会議室B



青の煌めき^{きら}あおもり国スポ・障スポ
2026 翔ける未来へ縄文の風に乗って



青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会

第1回宿泊衛生専門委員会 次第

1 開会

2 委員長あいさつ

3 議事

(1) 報告事項

- 【報告第1号】 青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会
宿泊衛生専門委員会委員の変更について…………… 1
- 【報告第2号】 青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会の
設置及び会則の改正について…………… 2
- 【報告第3号】 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ開催準備経過概要について…………… 3
- 【報告第4号】 青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会の決定について…………… 6
- 【報告第5号】 青の煌めきあおもり国スポ宿泊要項について…………… 7

(2) 審議事項

- 【議案第1号】 青の煌めきあおもり国スポつがる市弁当調達実施要項（案）……………12
- 【議案第2号】 青の煌めきあおもり国スポつがる市弁当調製施設選考基準（案）……………15
- 【議案第3号】 青の煌めきあおもり国スポつがる市医療救護実施マニュアル（案）……………18
- 【議案第4号】 青の煌めきあおもり国スポつがる市防疫対策実施マニュアル（案）……………23
- 【議案第5号】 青の煌めきあおもり国スポつがる市食品衛生対策
実施マニュアル（案）……………25
- 【議案第6号】 青の煌めきあおもり国スポつがる市環境衛生対策
実施マニュアル（案）……………28

4 閉会

○参考資料

- 資料1 青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会会則……………30
- 資料2 青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会専門委員会規程……………35
- 資料3 宿泊衛生専門委員会委員名簿……………37
- 資料4 青の煌めきあおもり国スポつがる市医療救護要項……………38
- 資料5 青の煌めきあおもり国スポつがる市防疫対策実施要項……………40
- 資料6 青の煌めきあおもり国スポつがる市食品衛生対策実施要項……………41
- 資料7 青の煌めきあおもり国スポつがる市環境衛生対策実施要項……………43

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会 宿泊衛生専門委員会委員の変更について

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会会則第13条第4項の規定に基づき、第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第2回宿泊専門委員会（令和6年3月12日開催）以降、令和7年1月28日までの間における委員等の変更について、次のとおり報告します。

（順不同・敬称略）

| 所属機関・団体／役職名（新任者） | 新任者 | 前任者 |
|------------------------|--------|--------|
| 株式会社つがる総合商社 柏ロマン荘支配人 | 水上 昌弘 | 尾野 章三 |
| 公益社団法人青森県看護協会西北五支部 支部長 | 櫻庭 あゆみ | 齊藤 春美 |
| つがる市健康福祉部健康推進課 課長 | 石岡 秀子 | 島田 安子 |
| つがる市民生部市民課 課長 | 川越 七重 | 工藤 理香子 |

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会の 設置及び会則の改正について

1 趣旨

令和5年7月20日に（公財）日本スポーツ協会理事会において、第80回国民スポーツ大会の青森県開催が正式決定されたことから、国民スポーツ大会開催基準要項に基づき、第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会（以下「準備委員会」という。）を改組し、会場地市町村として「青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会」（以下「実行委員会」という。）を設置するもの。

2 実行委員会の概要

(1) 名称

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会

(2) 組織

現行の準備委員会の総会、常任委員会、各専門委員会は、実行委員会に引き継ぐ。

(3) 委員等

実行委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員（以下「委員等」という。）は、現在の準備委員会の委員等を充てるものとする。

3 会則の改正等

組織名称を変更するとともに、第25回全国障害者スポーツ大会に関する事項を追加する等、準備委員会会則を改正する。

また、準備委員会でこれまでに決定された方針、計画及び関係規程等については、組織名称等を読み替える旨を附則で規定し、実行委員会へ引き継ぐこととする。

【参考】

○国民スポーツ大会開催基準要項（抜粋）

2.5 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

(1) 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ開催準備経過概要

| 年 度 | 内 容 | 市関係分 |
|------------------------|---|------|
| 平成 25 年 6 月 24 日 | (公財) 青森県体育協会が平成 37 年開催の第 80 回国民体育大会の招致に関する要望書を県、県議会及び県教育委員会に提出 | |
| 平成 27 年 11 月 20 日 | 知事、教育長、県体育協会長が、文部科学省と(公財)日本体育協会に開催要望書を提出 | |
| 平成 28 年 1 月 13 日 | (公財) 日本体育協会理事会において、開催申請書提出順序の了解 | |
| 平成 28 年 8 月 31 日 | 第 80 回国民体育大会青森県準備委員会の設立 | |
| 平成 28 年 12 月 26 日 | 第 80 回国民体育大会市町村競技会開催意向調査書を青森県に提出 | ○ |
| 平成 29 年 4 月 19 日 | 第 80 回国民体育大会会場地市町村の内定(一次選定)バレーボール(少年女子)、柔道(全種別) | ○ |
| 平成 30 年 8 月 30 日 | 第 80 回国民体育大会青森県準備委員会を第 80 回国民スポーツ大会青森県準備委員会に改称 | |
| 令和元年 7 月 31 日 | 第 25 回全国障害者スポーツ大会青森県準備連絡委員会設立 | |
| 令和元年 10 月 9 日 ～10 日 | 中央競技団体正規視察(バレーボール) | ○ |
| 令和元年 10 月 23 日 | 中央競技団体正規視察(柔道) | ○ |
| 令和元年 11 月 28 日 | 青森県議会第 300 回定例会の一般質問において知事が第 80 回国民スポーツ大会冬季大会を開催することについて表明 | |
| 令和 2 年 4 月 1 日 | つがる市教育委員会教育総務課内に国民スポーツ大会準備室を設置(3 名体制) | ○ |
| 令和 2 年 5 月 28 日 | 第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会設立発起人会を開催 | ○ |
| 令和 2 年 6 月 1 日 | 知事、教育長、県スポーツ協会会長が、文部科学省と(公財)日本スポーツ協会に開催申請書を提出 | |
| 令和 2 年 9 月 25 日 | (公財) 日本スポーツ協会、文部科学省、鹿児島県、及び(公財)日本障がい者スポーツ協会の 4 者が第 75 回鹿児島国体及び第 20 回かごしま大会を令和 5 年に開催することを決定 これにより第 80 回国民スポーツ大会(冬季大会及び本大会)及び第 25 回全国障害者スポーツ大会を令和 | |

| | | |
|-------------------|--|---|
| | 8年に一年延期することが決定 | |
| 令和2年10月8日 | (公財)日本スポーツ協会臨時理事会において、第80回国民スポーツ大会(冬季大会及び本大会)の開催地として内定(第25回全国障害者スポーツ大会の開催についても内定) | |
| 令和3年7月1日 | 第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会設立総会・第1回総会を開催 | ○ |
| 令和4年2月14日 | 第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第1回常任委員会を開催(書面開催) | ○ |
| 令和4年4月1日 | つがる市教育委員会教育部社会教育スポーツ課内へ国民スポーツ大会準備室を所管替え(3名体制) | ○ |
| 令和4年6月27日 | 第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第2回総会を開催 | ○ |
| 令和4年12月19日 | 第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第1回総務企画専門委員会を開催 | ○ |
| 令和4年12月20日 | 第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第1回競技式典専門委員会を開催 第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第1回宿泊衛生専門委員会を開催 第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第1回輸送交通専門委員会を開催 | ○ |
| 令和5年4月18日 ～19日 | (公財)日本スポーツ協会及びスポーツ庁による総合視察 | |
| 令和5年7月20日 | (公財)日本スポーツ協会理事会において、第80回国民スポーツ大会(冬季大会及び本大会)の開催地として決定(第25回全国障害者スポーツ大会の開催についても決定) | |
| 令和5年9月20日 | 第25回全国障害者スポーツ大会の会期決定 | |
| 令和5年12月5日 | 第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第2回常任委員会を開催 第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第3回総会を開催 | ○ |
| 令和5年12月8日 | (公財)日本スポーツ協会令和5年度第3回国民スポーツ大会委員会において、青の煌めきあおもり国スポ(第80回国民スポーツ大会)競技会会期(冬季大会・本大会)が決定 | |

| | | |
|--------------------|--|---|
| 令和6年3月12日 | 第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第2回 宿泊衛生専門委員会を開催 | ○ |
| 令和6年3月13日 | 第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第2回 総務企画専門委員会を開催 第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第2回 競技式典専門委員会を開催 | ○ |
| 令和6年3月14日 | 第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第2回 輸送交通専門委員会を開催 | ○ |
| 令和6年4月1日 | つがる市総務部内に国スポ・障スポ推進室を設置 (6人体制) | ○ |
| 令和6年6月19日 | 第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第3回 常任委員会を開催 第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第4回 総会を開催 準備委員会を青の煌めきあおもり国スポ・障スポつ がる市実行委員会に改組 青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委 員会第1回総会を開催 | ○ |
| 令和6年10月5日 ～7日 | SAGA2024 バレーボール競技(佐賀県鳥栖市) 競技会場視察 ※職員2名 | ○ |
| 令和6年10月11日 ～13日 | SAGA2024 柔道競技(佐賀県佐賀市) 競技会場視察 ※職員2名 | ○ |
| 令和6年11月18日 | 青の煌めきあおもり国スポ総合開・閉会式会場がカ クヒログループアスレチックスタジアム(屋外)から マエダアリーナ(屋内)へ変更 | |
| 令和6年12月18日 ～20日 | SAGA2024 会場地市町村事業概要説明会出席 (バレーボール:鳥栖市、柔道:佐賀市) | ○ |

青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会の決定について

令和 6 年 5 月 31 日開催の青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第 14 回競技運営専門委員会（青森県）において、青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会が決定され、同年 7 月 29 日開催の同実行委員会第 3 回常任委員会にて報告されたことから、本市開催の競技会について、次のとおり報告します。

1 競技別リハーサル大会とは

競技会運営能力の向上や県民の国スポ及び競技に対する関心を高め、理解を深めるとともに、国スポ開催の機運醸成を図ることを目的として、国スポ開催の前年から国スポ開催までの間に各会場において行われる大会

2 大会日程及び会場

| No. | 競技・種目名 | 大会名 | 実施日 | 競技会場名 |
|-----|----------------------|-------------------|------------------------------|-------------|
| 1 | バレーボール・少年女子 （6人制） | — | — | — |
| 2 | 柔道 | 第 7 5 回東北高等学校柔道大会 | 2025 年 6 月 21 日～ 6 月 22 日 | 伊藤鉱業アリーナつがる |

青の煌めきあおもり国スポ 宿泊要項

1 趣旨

この要項は、第 80 回国民スポーツ大会本大会の正式競技および特別競技に参加する選手・監督、役員等（以下「大会参加者」という。）の宿泊等に関して、必要な事項を定める。

2 方針

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県委員会」という。）および会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）は、青の煌めきあおもり国スポ合同配宿本部（以下「合同配宿本部」という。）を設置し、緊密な連携のもと、相互に十分な連絡調整を行うとともに、関係する機関および団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 業務の実施

合同配宿本部は、競技団体、青森県旅館ホテル生活衛生同業組合等の関係団体、宿泊施設等と連絡調整の上、大会参加者の宿舍の選定、確保および配宿等に関する業務に当たるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停およびあっせんを行う。

4 宿泊対象者

この要項に定める宿泊対象者は、大会参加者のうち次に掲げる者で合同配宿本部に宿泊申込みのあった者とする。

- (1) 選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、特別招待者、競技会役員、競技役員および視察員
- (2) 報道員およびその他大会運営に参加する者で、県委員会が宿泊を必要と認めた者

5 宿舍の選定および確保

宿舍の選定および確保について、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿泊は、原則として会場地市町村内の旅館等（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）の許可を受けて営業を行う旅館、ホテルおよび簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町村内の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じて、県内外近隣市町村の旅館等および研修所等の宿泊施設に転用可能な施設を利用する。
- (3) 紀上、衛生上および安全対策上等の理由により、支障があると認められる宿舍は利用しない。

6 配宿

大会参加者の配宿に当たっては、合同配宿本部が次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 選手・監督の宿舎は、競技会場および練習会場までの交通状況および環境等に配慮し、都道府県別、競技別、種別および男女別に考慮して配宿する。
- (2) 選手・監督の宿舎は、原則として都道府県選手団本部役員、競技会役員および競技役員とは別にする。
- (3) 競技会役員および競技役員については、できる限り同一、または近隣の宿舎に配宿する。
- (4) 1人の宿舎に要する広さは、3.3㎡（2畳）以上とする。

7 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は次のとおりとする。

(1) 宿泊

宿泊とは、入宿日の15時から出発日の10時までの客室の使用をいうものとし、原則として1泊2食とするが、1泊朝食、素泊まりも可とする。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は下表の料金範囲内とする。ただし、大会役員等が、定員未満での利用などを希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

| 宿泊対象者 | 宿泊料金（税抜） | | | 備考 |
|-----------|--------------------|--------------------|--------------------|-----------------|
| | 1泊2食 | 1泊朝食 | 素泊まり | |
| 4（1）に掲げる者 | 3,500円 ～18,000円 | 2,800円 ～14,400円 | 2,450円 ～12,600円 | 通常のサービス・奉仕料および冷 |
| 4（2）に掲げる者 | | 2,800円 ～14,400円 | 2,450円 ～12,600円 | 暖房料を含む |

※1 1泊2食の宿泊料金は、500円刻みとする。

※2 1泊朝食料金は、1泊2食料金の80%相当額とする。

※3 素泊まり料金は、1泊2食料金の70%相当額とする。

(3) 入湯税等

入湯税および宿泊税（導入している地域のみ）については、外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに4日前までに申し出た場合に限る。ただし、競技の進行状況により、やむを得ず夕食の欠食を申し出る場合は、宿舎と協議の上、決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から20%を控除した額とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から10%を控除した額とする。

| 宿泊対象者 | 宿泊料金（税抜） | |
|-----------|------------------|------------------|
| | 夕食を欠食した場合 | 朝食を欠食した場合 |
| 4（1）に掲げる者 | 2,800 円～14,400 円 | 3,150 円～16,200 円 |
| 4（2）に掲げる者 | | 2,450 円～12,600 円 |

（5）休憩料金

入宿日の 15 時以前および出発日の 10 時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

（6）入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用した時の入浴料は、当該宿舎が負担する。

（7）宿泊取消料

ア 大会参加の取消しや競技敗退等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は、各宿泊施設の宿泊取消料規定を適用する。なお、宿泊取消料規定の上限は、下表のとおりとする。

| 宿泊取消の申出区分 | 宿泊取消料 | 備考 |
|--------------------------------|----------------|--------------------------------------|
| 宿泊予定日の 9 日前まで | 不要 | 素泊まりまたは欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金とする。 |
| 宿泊予定日の 8 日前から 宿泊予定日の 4 日前まで | 宿泊料金（税抜）の 20% | |
| 宿泊予定日の 3 日前から 宿泊予定日の前日まで | 宿泊料金（税抜）の 50% | |
| 宿泊予定日当日 | 宿泊料金（税抜）の 100% | |

（注）・荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

- ・入宿前後に関わらず、災害等（地震、風水害、感染症等）により、競技会（種目・種別）が中止となった場合、荒天等による競技会会期の短縮決定により、宿泊取消を申し出た場合は、取り消した泊数に関わらず、一人につき 1 泊分の取消料のみとする。

イ 宿泊申請後、変更・取消しの申し出がない場合の取消料は、上記アの定めに関わらず、宿泊料金（税抜）の全額とする。

ウ 宿泊取消料は、宿泊責任者（宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ。）または本人が当該宿舎へ支払うものとする。また、宿泊責任者または本人が宿泊取消料を支払う事ができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

（8）宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として宿泊責任者が、各宿舎の指定する方法により精算する。ただし、選手・監督および都道府県選手団本部役員にあっては、出発日に一括精算することができる。

（9）宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、令和 8 年 8 月 30 日（日）15 時から令和 8 年 10 月 21 日（水）10 時までとする。

ただし、選手・監督、競技会役員および競技役員においては、原則として、参加する競技の開始日の4日前の15時から、競技終了翌日の10時までとする。

8 宿泊の申込み

- (1) 宿泊の申込みは、別に定める宿泊事務実施要領（以下「実施要領」という。）により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して合同配宿本部に行くものとする。
ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入の上、ファクシミリまたは郵便により行うことを認めるものとする。
なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日とする。
- (2) 選手・監督、都道府県選手団本部役員にあっては、第80回国民スポーツ大会実施要項（以下「大会実施要項」という。）に定める人員を超える宿泊申込みは認めない。
- (3) インターネット等による宿泊申込みは、実施要領に定める申込期限までに行うものとする。
- (4) 選手・監督および都道府県選手団本部役員については、申込期限までに宿泊申込がなかった場合は、大会実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。

9 宿泊の変更および取消し

- (1) 大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用して配宿を行うことから、大会参加の取消し等の特別な事情のない限り認めない。
なお、不適切な対応が発生した場合は、日本スポーツ協会の国民スポーツ大会委員会において報告する。
- (2) 入宿前の宿泊人数または宿泊日程の変更および取消しについては、実施要領により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに合同配宿本部に行くものとする。
ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更および取消しが困難な場合は、ファクシミリまたは郵便により行うことを認めるものとし、この場合にあっては、速やかに合同配宿本部へ連絡するものとする。
なお、その効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日とする。
- (3) 入宿後の宿泊人数の変更および取消しについては、宿泊責任者が直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申し出があった日とする。宿舎は、変更および取消しを受け付けた場合、精算後に合同配宿本部に報告する。
- (4) 合同配宿本部が指定する宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じた全ての損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

10 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、安全・安心かつ大会参加者が最良のコンディションで活躍できるよう、栄養面や衛生面を考慮すること。また食材については、大会期間中に入手しやすく、かつ食事料金も考慮の上、利用可能なものを選定する。なお、青森県産の食材を積極的に活用する。
- (2) 昼食については、原則として大会参加者の希望により、県委員会または会場地委員会が別に定める方法によりあっせんするものとする。
- なお、金額については、次のとおりとする。

| 区分 | 料金 |
|-------------|---------------|
| 昼食弁当（お茶を含む） | 1,100 円以内（税抜） |

11 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定めるものとする。
- (2) 宿泊料金、昼食弁当料金ともに、消費税および地方消費税の税率に変更があった場合は、開催時の税率を適用するものとする。

青の煌めきあおもり国スポつがる市弁当調達実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）に提供する弁当の調達について、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関、団体等の協力を得て、大会参加者の弁当調達業務を実施する。

3 弁当調達計画

弁当の調達については、実行委員会があらかじめ必要数を把握し、弁当調達計画を作成する。

4 弁当の種類

弁当の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 幹旋弁当 選手・監督、視察員及び報道員に幹旋する弁当をいう。
- (2) 支給弁当 役員、競技補助員等に支給する弁当をいう。

5 調達期間

調達期間は、幹旋弁当については大会の各競技会開催期間（公式練習日を含む。）とし、支給弁当については大会の準備、運営等に係る業務に従事する期間のうち、実行委員会が必要と認める期間とする。

6 弁当の料金

弁当の料金は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会が定める宿泊要項等に準じるものとする。

7 弁当調製施設の指定

- (1) 弁当調製施設については、別に定める選考基準に則り、実行委員会が選定する。
- (2) 実行委員会は、前号の規定により弁当調製施設を選定したときは、当該施設に弁当調製施設指定書（別記様式）を交付する。

8 指定取り消し

実行委員会は、前項の規定により指定を受けた弁当調製施設が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- (1) 食品衛生関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部又は一部の禁止、若しくは期間を定めて停止処分等各種行政処分を受けたとき。
- (2) 食品衛生関係法令に基づく指導に速やかに従わないとき。
- (3) 弁当調製業務を第三者に委託したとき。
- (4) その他、実行委員会が不相当と認めたとき。

9 弁当引換所の設置及び運営

競技会場に弁当引換所を設置し、保健所等の関係機関の指導に基づき、衛生上の安全確保に配慮した適正な運営を行う。

10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当調達業務に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当調達についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、令和 年 月 日から施行する。

別記様式

弁当調製施設指定書

令和 年 月 日

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
つがる市実行委員会 会長

青の煌めきあおもり国スポつがる市開催競技における、弁当調製施設として
下記のとおり指定します。

記

| | |
|------|--|
| 施設名 | |
| 所在地 | |
| 代表者名 | |
| 大会名 | |
| 適用期間 | |

青の煌めきあおもり国スポつがる市弁当調製施設選考基準（案）

1 趣旨

この基準は、「青の煌めきあおもり国スポつがる市弁当調達実施要項」に基づき、本市で開催される「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者に斡旋し、又は支給する弁当の調製施設の選考を行うために必要な事項を定める。

2 大会に対する理解と協力

大会に理解があり、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う弁当調達業務に対して協力的であること。

3 対象施設

- (1) つがる市内に本社又は製造所を有している業者であること。ただし、実行委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (2) 製造所が食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく営業許可を受けていること。
- (3) 申請日時点において、所在地の市町村税の滞納がなく、2 年以内に滞納処分を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

4 施設の衛生管理

- (1) 選考時点において、過去 3 年間に食中毒発生の事故歴がないこと。
- (2) 食品衛生監視票が調査時点において 80 点以上であること。ただし、調査時点において 80 点未満の場合は、保健所の指導等を受け、弁当の発注時点で概ね 80 点以上を満たすよう改善できる見込みがあること。
- (3) 「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成 9 年 3 月 24 日付衛食第 85 号）など H A C C P の概念に基づく衛生管理に取り組むとともに、施設の管理運営及び整備が食品衛生法等に基づき適正になされている施設であること。
- (4) 検査食として、原材料及び調理済み食品ごとに 50 g 程度をビニール袋等清潔な容器に密封し、マイナス 20℃以下で 2 週間以上保存できること。
- (5) 食品に直接接触する作業に従事する者（容器包装に入れられた食品を取

り扱う作業にのみ従事する者を除く。) に対し、大会開催前の1ヶ月以内に検便検査(赤痢菌・サルモネラ属菌・腸管出血性大腸菌及びノロウイルス)の実施が可能であること。

(6) 食品賠償保険等に加入している、又は大会開催期間中参加できること。

5 施設の調製能力

- (1) 大会時の弁当提供可能数が、曜日に関わりなく1回100食以上であること。
- (2) 前日午後6時までの受注(あらかじめ発注した数量に対する変更等)に対し、消費期限を当日の午後2時までに設定した弁当を午前11時までの納入が可能であること。
- (3) 指定する単価に応じた調製が可能であること。
- (4) 原材料につがる市産品又は青森県産品を積極的に使用する等、郷土の特色を活かした弁当の調製が可能であること。
- (5) 栄養面及び食品構成を考慮したバランスの良い献立の提供が可能であること。
- (6) 実行委員会が指定する容器・包装紙等での提供が可能であること。
- (7) メニューの日替わりが4日以上可能であること。
- (8) 実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

6 施設の対応能力

- (1) 冷蔵車など適切な温度管理(10℃以下)のできる車両等による配達及び納入場所における弁当引換時間中の待機が可能であること。
- (2) 弁当付属品として、実行委員会の指示に沿ったお茶・割り箸・爪楊枝・お手拭き及び持ち運び用袋の提供ができること。
- (3) 実行委員会が指定する日時及び場所に搬入できること。また、同日に容器等を回収できること。
- (4) 弁当容器に以下の項目をラベルシール等による表示ができること。
 - ア 弁当の名称
 - イ 原材料名(アレルギー、原料米の産地等の表示を含む。)
 - ウ 添加物(アレルギーを含む。)
 - エ 消費期限(時刻まで表示)
 - オ 保存方法
 - カ 製造所所在地・製造者名
 - キ その他食品表示関係法令により規定される表示
 - ク 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示
 - ケ 持ち帰りを禁止する表示
 - コ その他実行委員会が指示する表示

- (5) 実行委員会が指定する日時に弁当献立、試食弁当及び写真の提供が可能であること。
- (6) 荒天等により大会が変更又は中止になった場合、実行委員会の指示に基づく対応ができること。
- (7) 実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

7 その他

- (1) この基準に定めるもののほか、必要な事項は別途協議して定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当の調製施設の選考についても、必要に応じてこの基準を準用する。

青の煌めきあおもり国スポつがる市医療救護実施マニュアル（案）

1 趣旨

このマニュアルは、「青の煌めきあおもり国スポつがる市医療救護要項」に基づき、第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）における医療救護の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、医療機関、その他関係機関等の協力を得て医療救護を実施する。

3 救護所の設置

(1) 設置場所

ア 競技会場の適切な場所に設置し、救護活動及び競技に支障のないようにする。

イ 救護所内部は、衛生管理に留意し、外部から見えないようにする。

ウ 救護所の場所を明示するための看板等を設置する。

(2) 救護所の設置期間及び開設時間

ア 設置期間は、原則として各競技会の競技日とする。

イ 開設時間は、原則として競技開始 30 分前から競技終了時までとする。ただし、必要に応じて延長することができる。

4 救護所における医療救護

(1) 救護所では、傷病者に対する応急処置を行い「処置記録兼診療依頼書」（様式第 1 号）に所定の事項を記載する。

(2) 傷病者を医療機関に移送する必要があると認めた場合は、車両等での搬送又は救急自動車等の出動を要請する。この場合、必ずチーム関係者等が同行することとし、医療機関を受診する傷病者へ「処置記録兼診療依頼書」を交付する。医療機関に移送しない場合は、最寄りの医療機関を紹介するなど適切な措置を講じる。

(3) 救護所係員は、傷病者を医療機関に移送した場合、速やかに実行委員会の医療救護担当者へ報告する。

また、医療機関に移送した傷病者のその後の症状、経過を把握するよう努める。

5 練習会場における医療救護

- (1) 練習会場には、競技役員又は競技会係員を配置する。
- (2) 練習会場には、必要に応じて医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。）等を配備する。
- (3) 練習会場において、傷病者を医療機関に移送する必要があると認めた場合は、救護所における取扱いに準じる。

6 宿舎における医療救護

- (1) 宿舎において、大会参加者等に傷病者が発生した場合には、宿舎提供者が必要に応じて医療機関の紹介又は救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに実行委員会に報告するよう宿舎提供者に対し周知する。
また、実行委員会は、宿舎提供者に対し、傷病者が発生した場合に迅速に対応できるよう、パンフレットや各種通知により、医療救護体制について周知を図る。
- (2) 傷病者が医療機関に移送された場合、宿舎提供者は、実行委員会に次の事項を報告する。
 - ア 宿舎名
 - イ 所属都道府県、傷病者氏名
 - ウ 競技名、種目、種別及び参加区分
 - エ 移送した医療機関
 - オ 事故又は傷病の発生時間、発生原因
 - カ 競技参加の支障の有無
 - キ 付添者の氏名及び連絡先

7 医療費の負担

- (1) 救護所及び練習会場での応急処置に係る費用は、実行委員会が負担する。
- (2) 傷病者が医療機関等を受診した場合の医療費は、傷病者本人が負担する。

8 事後処理

救護所等の医師、看護師、保健師、救急隊員等は、相互に連絡調整を図り、「取扱傷病者一覧表」（様式第2号）に所定の事項を記載し、処置記録兼診療依頼書を添付して、当日業務終了後速やかに実行委員会に提出する。

9 県実行委員会への報告

- (1) 実行委員会は、大会期間中、大会参加者及び一般観覧者等に入院患者や重大事故が発生した場合には、県実行委員会に報告することとする。
- (2) 実行委員会は、全競技会終了後、「取扱傷病者一覧表」を県実行委員会に提出する。

10 その他

- (1) このマニュアルに定めるもののほか、医療救護について必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における医療救護についても、必要に応じてこのマニュアルを準用する。

処置記録兼診療依頼書

| | | | | | | | |
|----------|------------|---|----------|-------|-----------------------|-------------|--------|
| 取扱救護所 | | | | 発行番号 | No. | | |
| 発症場所 | | | | 発行日時 | 令和 年 月 日 | | |
| | | 式典中・競技中・観戦中・移動中 その他() | | | 午前・午後 時 分頃 | | |
| 傷病者情報 | ふりがな 氏名 | | | 参加区分 | 選手・監督・役員・観客 その他() | | |
| | 生年月日 他 | T・S・H・R 年 月 日生 歳 | | 競技/会場 | 競技名() 会場名() | | |
| | 住所 | 都道府県名() | | 宿舍の名称 | | | |
| | 連絡先 | (TEL - -) (携帯 - -) | | 付添者 | (携帯 - -) | | |
| 保険証所持の有無 | | 有 ・ 無 | | | | | |
| 応急処置の内容 | 傷病内容 | 胃腸障害、感冒、貧血、頭痛、熱中症、疲労、眼症、耳症、打撲、捻挫、骨折、脱臼、筋腱断裂、挫創、切創、裂創、歯牙の外傷、 その他() | | | | | |
| | 受傷部位 | | | | | | |
| | 発症(事故)原因 | | | | | | |
| | バイタルサイン | 体温 | ℃ | 脈拍 | b p m | 血圧 / mm H g | SP02 % |
| | 現病歴 | | | 服薬 | 有 () | | |
| | 既往歴 | | | | 無 | | |
| | 処置内容 | (処置時間：午前・午後 時 分) | | | | | |
| | 使用医薬品 | | | | | | |
| | 備考 | | | | | | |
| 搬送 | 有 ・ 無 | | 救護所医師等氏名 | | | | |

移送先医療機関 担当医 様

青の煌めきあおもり国スポにおいて発症した上記の者に対する診療をお願いいたします。

令和 年 月 日
 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
 つがる市実行委員会 会長

本書を医療機関へ送付すること並びに移送先医療機関から「青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会」に返送することについては、個人情報保護の万全を期すとともに国民スポーツ大会の統計資料に利用すること以外には使用しないことを条件に承諾します。

同意欄 (署名)

取扱傷病者一覧表

競技名 _____

令和 年 月 日 ()

会場名 _____

| 区 分 | 取扱傷病者数 | | | | | | 医療機関移送者の数 | | | | | | |
|----------|--------|----|----|----|-----|---|-----------|----|----|----|-----|---|--|
| | 選手 | 監督 | 役員 | 観客 | その他 | 計 | 選手 | 監督 | 役員 | 観客 | その他 | 計 | |
| 胃腸障害 | | | | | | | | | | | | | |
| 感冒 | | | | | | | | | | | | | |
| 貧血 | | | | | | | | | | | | | |
| 頭痛 | | | | | | | | | | | | | |
| 熱中症 | | | | | | | | | | | | | |
| 疲労 | | | | | | | | | | | | | |
| 眼症 | | | | | | | | | | | | | |
| 耳症 | | | | | | | | | | | | | |
| 打撲 | | | | | | | | | | | | | |
| 捻挫 | | | | | | | | | | | | | |
| 骨折 | | | | | | | | | | | | | |
| 脱臼 | | | | | | | | | | | | | |
| 筋腱断裂 | | | | | | | | | | | | | |
| (挫・切・裂)創 | | | | | | | | | | | | | |
| 歯牙の外傷 | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | |

青の煌めきあおもり国スポつがる市防疫対策実施マニュアル（案）

1 趣旨

このマニュアルは、「青の煌めきあおもり国スポつがる市防疫対策実施要項」に基づき、第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）における防疫対策の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 実施内容

(1) 広報活動

ア 広報の内容

(ア) 手洗いの励行等基本的な感染症対策

(イ) 国スポ期間中に流行する可能性が高い感染症の予防対策

イ 活動の内容

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、保健所と連携し、次により広報活動を実施する。

(ア) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会が作成した啓発媒体の配布・掲示

(イ) 広報紙、ホームページ等の広報媒体を活用した P R

(ウ) 各種講習会及びイベント等を活用した P R

(2) 衛生備品の配置

実行委員会は、大会期間中における競技会場・練習会場の入口や手洗い設備等に、必要に応じて手指用消毒液等の衛生備品を配備する。

(3) 感染症発生時の措置

実行委員会は、選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者に感染症発生（似症患者、無症状病原体保有者を含む。）が発生した場合には、保健所の指導・助言を遵守し、まん延の防止に努める。

(4) 緊急連絡体制の整備

大会期間中における感染症の発生に備え、そのまん延を防止するため、別記のとおり緊急連絡体制を整備する。

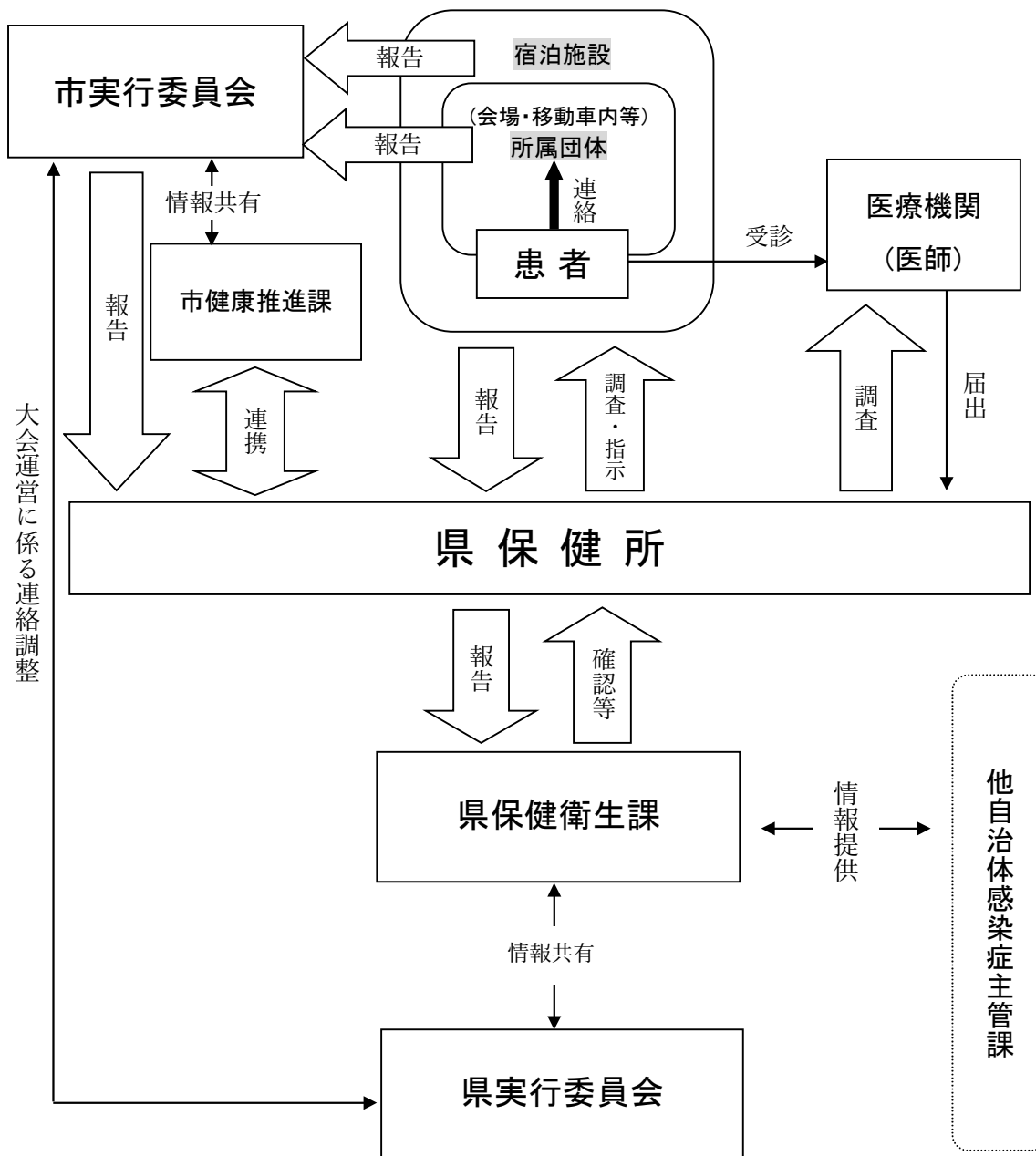
3 その他

(1) このマニュアルに定めるもののほか、防疫対策について必要な事項は、別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における防疫対策についても、必要に応じてこのマニュアルを準用する。

別記

感染症(疑いを含む)発生時の緊急連絡体制



- ◆ 患者発生宿泊施設又は患者所属団体は、直ちに管轄保健所及び市実行委員会に報告する。
- ◆ 市実行委員会は、上記報告のほかに実施本部等を通じて感染症に関する情報を得た場合、直ちに管轄保健所に報告する。
- ◆ 感染症が疑われる患者には、速やかに医療関係を受診させるとともに、管轄保健所に連絡するよう、宿泊施設及び所属団体等に周知する。

青の煌めきあおもり国スポつがる市食品衛生対策実施マニュアル（案）

1 趣旨

このマニュアルは、「青の煌めきあおもり国スポつがる市食品衛生対策実施要項」に基づき、第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）における食品衛生対策の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図り、関係機関・団体等の協力を得て、食品衛生対策を実施する。

3 実施内容

（1）食品関係施設の衛生確保

実行委員会は、大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及び大会関係者並びに一般観覧者に食品を提供する次に挙げる施設（以下「食品関係施設」という。）に対し、保健所が実施する監視指導に協力し、食品関係施設の衛生確保に努める。

ア 弁当調製施設

イ 宿泊施設

ウ 土産食品等の食品製造・販売施設

エ 競技会場等の飲食営業施設および食品販売店（臨時的施設を含む。）

オ 弁当引換所

（2）食品衛生講習会

実行委員会は、県実行委員会及び保健所と連携し、食品関係施設の関係者を受講対象とした食品衛生講習会の開催について協力する。

（3）健康管理等

実行委員会は、保健所等の関係機関・団体等と連携し、食品関係施設事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた検査の実施を励行するように指導する。

（4）広報活動

実行委員会は、関係機関、団体等の協力を得て、広報紙、ホームページ等の広報媒体を活用し、食品衛生に関する知識の普及啓発を図る。

（5）緊急連絡体制の整備

実行委員会は、県実行委員会及び保健所と緊密に連携し、大会期間中におけ

る食中毒の発生など、緊急時に対応するため、別記のとおり緊急連絡体制を整備する。

(6) 食中毒発生時の対応

ア 実行委員会及び食品関係施設は、食中毒（疑いを含む。）の情報を入手した場合は、直ちに保健所に通報するとともに、保健所の食中毒調査に協力する。

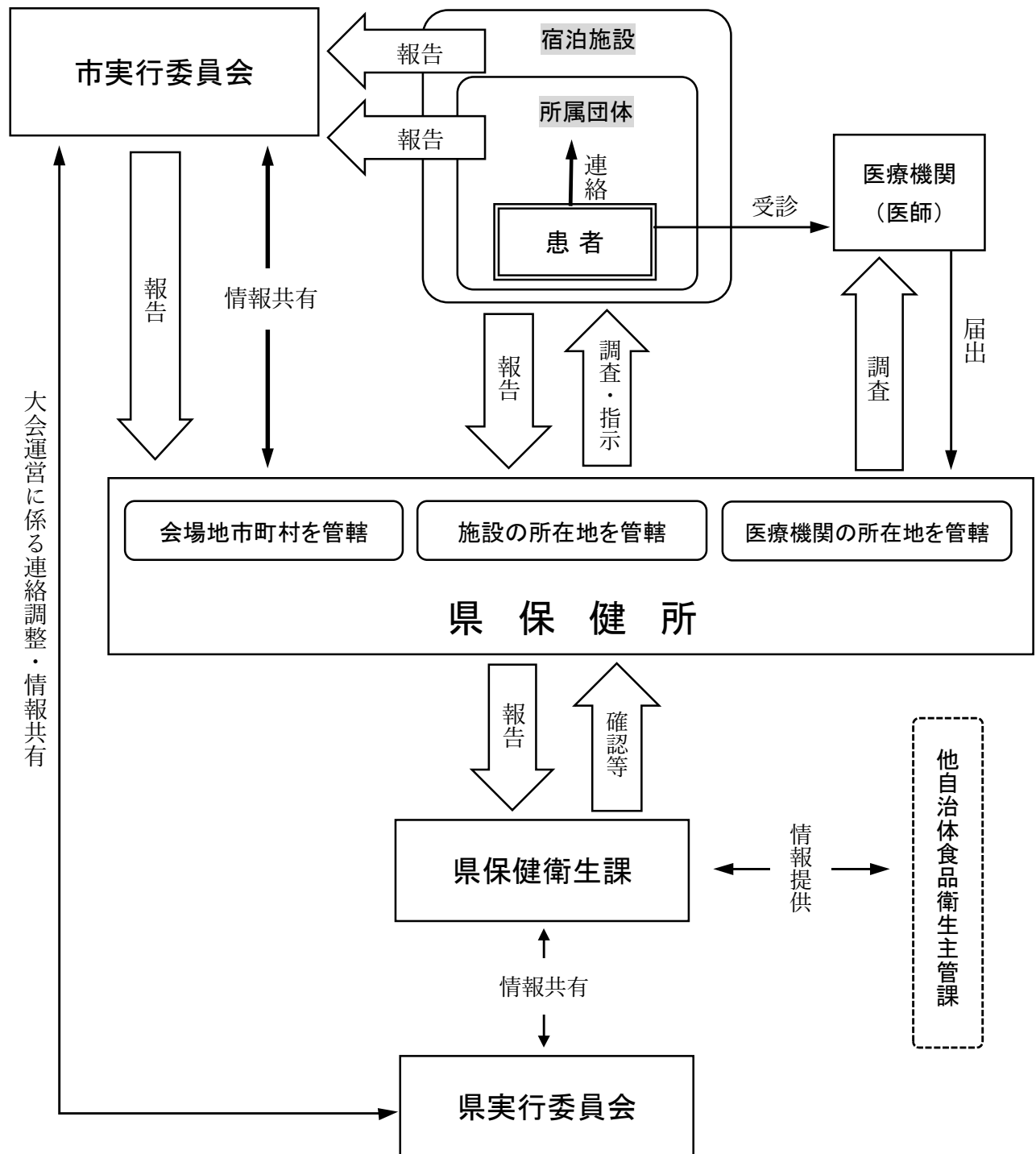
イ 実行委員会及び保健所は、食中毒はもとより、飲食に起因する可能性のある健康被害の発生やその疑いに関する情報があつたときは、緊密に連携し、対応するとともに、当該情報を公開するときは、関係者間において事前に情報共有を図る。

4 その他

(1) このマニュアルに定めるもののほか、食品衛生対策について必要な事項は、別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこのマニュアルを準用する。

食中毒等健康危害発生時の緊急連絡体制



- ◆ 患者発生宿泊施設又は患者所属団体は、直ちに管轄保健所及び市実行委員会に報告する。
- ◆ 市実行委員会は、上記の報告のほか実施本部等を通して食中毒に関する情報を得た場合、直ちに管轄保健所に報告する。
- ◆ 大会関係者に対して、食中毒が疑われる情報を入手した場合、患者を医療機関に受診させるとともに、管轄保健所に連絡するように周知する。

青の煌めきあおもり国スポつがる市環境衛生対策実施マニュアル（案）

1 趣旨

このマニュアルは、「青の煌めきあおもり国スポつがる市環境衛生対策実施要項」に基づき、第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」における環境衛生対策の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 競技会場等の環境美化

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関・団体等と連携するとともに、民間団体・地域住民等の協力を得て、次の業務を推進し、清潔な会場づくりに努める。

- （1）競技会場等には、必要に応じ資源物等の分別ができるごみ分別容器等を適切な場所に設置する。
- （2）競技会場等の廃棄物は、それぞれの会場に即した処理体制により適正に処理する。なお、分別収集を行い、資源物のリサイクルに努める。
- （3）競技会場等の清掃は、規模に応じた作業班の編成等により効果的に実施する。
- （4）競技会場等の便所（仮設を含む。）は、清掃、点検、し尿の汲取り等を定期的に行い、衛生的に管理する。
- （5）救護所等において排出される、感染する疑いのある廃棄物については、適正に処理する。
- （6）広報紙、看板等により競技会場等におけるごみの減量化・資源化、環境美化等の意識向上に努める。

3 道路、河川等の生活環境の美化

実行委員会は、関係機関・団体等と連携するとともに、民間団体・地域住民等の協力を得て、次の業務を推進し、会場、宿舎等の周辺における道路、河川等の生活環境の美化に努める。

- （1）ごみの不法投棄の防止など、廃棄物の適正処理を推進するため、地域住民へ環境美化に努めるよう周知する。
- （2）必要に応じて広報紙、看板等により、ごみの減量化・資源化、環境美化等の意識向上に努める。

4 宿舎の環境衛生対策

実行委員会は、選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者が宿泊する宿舎を対象とした宿舎衛生講習会の実施について、保健所及び青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会に協力する。

5 飲料水の衛生対策

(1) 実行委員会は、関係機関が実施する、競技会場、練習会場及び宿舎へ飲料水を提供する水道事業者への監視・指導に協力する。

(2) 事故発生時の給水体制

実行委員会は、選手等が利用する施設の設置者及び水道事業者等と連携して、断減水時に対応するための給水体制の確立に努める。

6 動物の衛生管理

実行委員会は、必要に応じて関係機関・団体等と連携し、人の生命等に害を加える恐れのある動物（特定動物）に関する届出が徹底されるよう努めるとともに、適正な飼養管理に向けた啓発に努める。

7 受動喫煙防止対策

会場の敷地内禁煙化に努めるため、青の煌めきあおもり国スポつがる市環境衛生対策実施要項3（8）で規定する必要に応じて設置することができる指定喫煙所を除き、会場敷地内及び会場周辺における道路、駐車場及びその他公共の場所では喫煙しないように働きかける。

8 その他

(1) このマニュアルに定めるもののほか、環境衛生対策について必要な事項は、別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこのマニュアルを準用する。

參考資料

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会において、つがる市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体及び関係機関との連携調整に関すること。
- (6) 市民のスポーツ意識の高揚に関すること。
- (7) その他前条の目的達成に必要な事務事業に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) つがる市を代表する者
- (2) つがる市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 35名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、つがる市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の同意を得て、委員のうちから会長が委嘱する。(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから第19条第1項の規定により実行委員会が解散した日までとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の各号に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。

- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、及び議決することができない。ただし、総会に出席できない委員はあらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し、書面をもって評決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が召集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任する事項に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員会から報告があった事項を、必要に応じて次の総会に報告するものとする。
- 10 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査し、及び審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務及び会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 実行委員会の財務及び会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、令和6年6月19日から施行する。
- 2 この会則の施行の際、現に第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員である者は、それぞれ実行委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとみなす。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会の方針、計画及び関係規程等中「第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員

会」とあるのは「青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会」と、「第80回国民スポーツ大会」とあるのは「青の煌めきあおもり国スポ」と、「第25回全国障害者スポーツ大会」とあるのは「青の煌めきあおもり障スポ」と読み替える。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会会則（令和3年7月1日決定）第13条第3項に基づき、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び付託事項)

第2条 専門委員会の名称及び青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会常任委員会からの付託事項は別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した順位により、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会の議事は、出席した専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 専門委員会は、必要があると認めるときには、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱した委員（以下「部会委員」という。）をもって構成する。
- 3 第3条から第5条まで並びに第6条第1項、第2項及び第4項の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。
- 4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営について必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

付 則

この規程は、令和4年2月14日から施行する。

別表(第2条関係)

| 名 称 | 付 託 事 項 |
|-----------|--|
| 総務企画専門委員会 | 1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民協働に関すること。 5 歓迎、接伴に関すること。 6 ほかの専門委員会に属さない事項に関すること。 |
| 競技式典専門委員会 | 1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。 |
| 宿泊衛生専門委員会 | 1 宿泊に関すること。 2 医事・衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。 |
| 輸送交通専門委員会 | 1 輸送・交通に関すること。 2 警備・消防に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。 |

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会

宿泊衛生専門委員会委員名簿

| 番号 | 機関・団体名 | 役職名 | 氏名 |
|----|--------------------|----------|--------|
| 1 | つがる市商工会 | 副会長 | 鈴木 秀夫 |
| 2 | つがる市観光物産協会 | 副会長 | 小山内 金弥 |
| 3 | つがる地球村株式会社 | 館長 | 清野 幸喜 |
| 4 | 株式会社つがる総合商社 | 柏ロマン荘支配人 | 水上 昌弘 |
| 5 | 有限会社稲垣温泉ホテル | 代表取締役社長 | 片山 貴善 |
| 6 | 宗教法人高山稲荷神社 | 参籠所主任 | 工藤 陽子 |
| 7 | 一般社団法人西北五医師会 | 副会長 | 宮重 希典 |
| 8 | 西つがる歯科医師会 | 専務理事 | 平田 俊介 |
| 9 | 一般社団法人青森県薬剤師会西北五支部 | 担当委員 | 福士 則明 |
| 10 | 公益社団法人青森県看護協会西北五支部 | 支部長 | 櫻庭 あゆみ |
| 11 | つがる市健康福祉部健康推進課 | 課長 | 石岡 秀子 |
| 12 | つがる市民生部市民課 | 課長 | 川越 七重 |
| 13 | つがる市経済部観光・ブランド戦略課 | 課長 | 小寺 拓 |

青の煌めきあおもり国スポつがる市医療救護要項

1 趣旨

この要項は、「第80回国民スポーツ大会つがる市医事・衛生基本計画」に基づき、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）における医療救護について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会（以下「準備委員会」という。）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護を実施する。

3 救護所の設置

(1) 設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

(2) 人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師、救急隊員等を置く。

(3) その他

救護所には、医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。以下同じ。）を配備するとともに、必要に応じて医療器具、AED（自動体外式除細動器）等を配備する。

4 救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急処置を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

5 練習会場における医療救護

練習会場に医薬品を配備するとともに、必要に応じて係員等を配置する。

6 炬火イベント等における医療救護

市内における炬火イベント等の開催に際しては、必要に応じて医療救護を実施する。

7 宿舎における医療救護

大会参加者等が、宿舎において発病又は負傷した場合には、宿舎提供者が必要に応じて医療機関の紹介、または、救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに市実施本部に連絡する。また、準備委員会は、本役割割について宿舎提供者への周知に努める。

8 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途、関係機関と協議して定める。

9 医療費の負担

救護所での応急処置に係る費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における医療救護についても、必要に応じてこの要項を準用する。

青の煌めきあおもり国スポつがる市防疫対策実施要項

1 趣旨

この要項は、「第80回国民スポーツ大会つがる市医事・衛生基本計画」に基づき、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）における防疫対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て、防疫対策を実施する。

3 防疫対策

(1) 衛生に対する意識の向上

感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するため、市民及び大会参加者等の衛生に対する注意喚起を図り、手洗いをはじめとする感染対策等、予防に向けた取組みを奨励する。

(2) 感染症に関する情報収集及び提供

大会参加者等に感染症患者が発生した場合に、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。また、本市での流行状況を常に監視し、ホームページ等を活用し、大会参加者等への情報提供及び注意喚起を行う。

(3) 感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）に対する措置

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療を受けられるよう努めるとともに、感染の拡大防止に向けて感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な措置を講じる。

4. その他

(1) この要項に定めるもののほか、防疫対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における防疫対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

青の煌めきあおもり国スポつがる市食品衛生対策実施要項

1 趣旨

この要項は、「第80回国民スポーツ大会つがる市医事・衛生基本計画」に基づき、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）における食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会（以下「準備委員会」という。）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て、食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

(1) 食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者並びに市民、大会参加者等に食品衛生に関する意識の向上を図り、食品の衛生的取扱いの向上を図る。

(2) 食品取扱施設等に対する監視、指導

食品取扱施設等に対する監視、指導を強化し、施設の整備促進及び食品の衛生的取扱いの向上を図る。

(3) 土産食品の衛生対策

土産食品製造施設及び販売施設等に対する監視、指導を強化し、土産食品の衛生確保及び適正表示の徹底を図る。

(4) 会場等における食品販売店対策

競技会場等の食品販売店に対して、食品衛生の監視、指導を行う。

(5) 健康診断

食品関係事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた保菌検査（検便）を励行するよう指導する。

ア 対象者

(ア) 大会参加者等が宿泊する施設の食品関係従事者

(イ) 大会参加者等に昼食（弁当を含む。）を提供する食品関係従事者

(ウ) 競技会場等において食品を提供する売店の従事者

(エ) その他準備委員会が必要と認めた者

イ 病原体保有者に対する対策

検査の結果、病原体保有者と判断された者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な対策を講じる。

(6) 食中毒発生時の対応

大会参加者等に食中毒患者が発生した場合は、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は別に定める。

(2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

青の煌めきあおもり国スポつがる市環境衛生対策実施要項

1 趣旨

この要項は、「第80回国民スポーツ大会つがる市医事・衛生基本計画」に基づき、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

3 環境衛生対策

(1) 環境衛生に対する意識の向上

関係機関・団体等と連携し、市民及び大会参加者等の環境衛生に対する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

(2) 会場の環境美化

関係機関・団体等と連携し、競技会場及び練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するよう努める。

(3) 生活環境の美化

関係機関・団体等と連携し、会場、宿舎等の周辺における道路、河川、公園等公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、ごみの不法投棄、空き缶等のポイ捨ての防止に向けた啓発に努める。

(4) 宿舎の衛生対策

関係機関・団体等と連携し、宿舎の管理者に対し、宿泊者が快適な条件のもと過ごせるような宿舎及びその周辺の環境衛生の保持に努めるよう指導する。

(5) 衛生害虫等の対策

民間団体、地域住民等の協力を得て、ねずみ・衛生害虫等の発生防止対策の啓発、予防及び駆除の指導に努め、衛生的な環境の確保に努める。

(6) 飲料水の衛生対策

水道事業者、その他関係機関と連携し、必要に応じて水質検査等を行うとともに、施設等の維持管理に関する指導の強化を図るなど、飲料水の衛生保持に努める。

(7) 動物の適正管理

関係機関・団体等と連携し、犬の登録等の徹底に努め、会場、宿舎等の周辺における動物の危害の防止を図る。また、飼い犬・猫等の適正飼養管理に向けた啓発に努める。

(8) 受動喫煙防止対策

ア 指定場所以外での喫煙防止対策

競技会場等に必要に応じて喫煙所を設置するとともに、指定喫煙所以外での喫煙防止対策に努める。

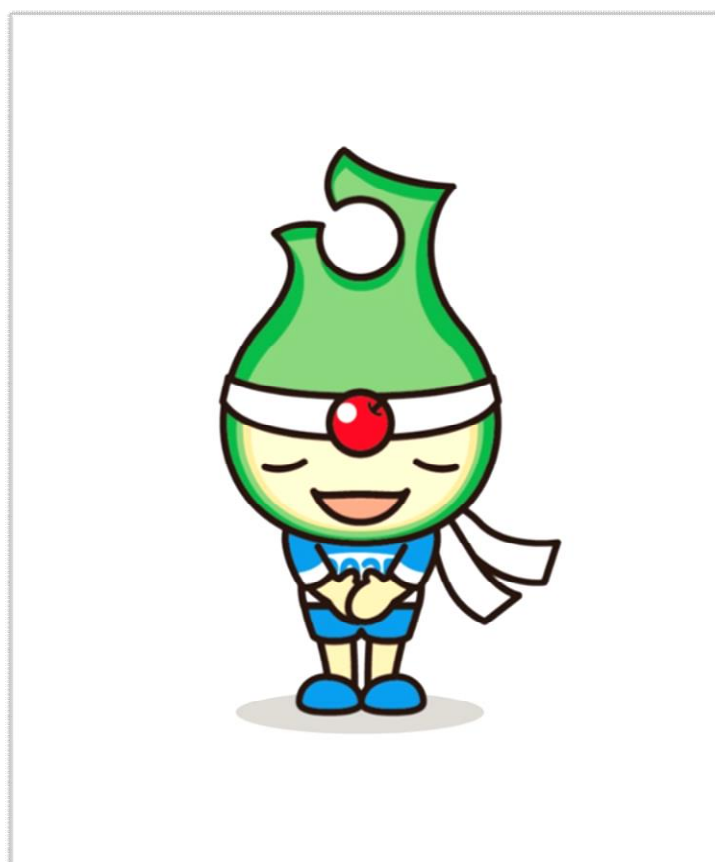
イ 受動喫煙防止に対する意識の向上

関係機関・団体等と連携し、受動喫煙による健康への悪影響等について普及啓発を行い、受動喫煙防止に関する意識の向上を図る。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、環境衛生対策の実施に関して必要な事項は別に定める。

(2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における環境衛生についても、必要に応じてこの要項を準用する。



青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会
(つがる市 総務部 国スポ・障スポ推進室)
〒038-3138 青森県つがる市木造若緑 52
TEL 0173-49-1193 FAX 0173-49-1212